

知 基 第 38 号
令和 6 年 5 月 10 日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



嘉手納飛行場の負担軽減について（要請）

本県には、本土復帰後50年以上が経過した現在もなお、在日米軍専用施設面積の70.3パーセントが集中し、県民は大きな基地負担を背負い続けております。

特に嘉手納飛行場を巡っては、昼夜を問わないエンジン調整や訓練、外来機の度重なる飛来、住宅地に近いパパーループの一時使用による騒音や悪臭の被害及びPFAS汚染に対する懸念が増大しております。

令和4年11月からは、同飛行場のF-15戦闘機の退役に伴うF-22戦闘機等の暫定配備が始まり、100デシベルを越える騒音が幾度も発生しております。

また、令和5年10月には、無人偵察機MQ-9が、配備計画に関する地元への十分な説明や、同年8月に鹿屋航空基地で発生した滑走路逸脱事案の具体的な原因や再発防止策の説明が行われなまま配備されております。

嘉手納飛行場については、航空機の一部訓練の移転が実施されておりますが、このような状況は、負担軽減と逆行するものと言わざるを得ず、大変遺憾であります。

特に、同飛行場におけるパラシュート降下訓練について、県としては、県民の基地負担の軽減を図るというSACOの最終報告の趣旨に添って実施されるべきであると考えております。

同訓練については、令和5年12月から本年4月にかけて5か月連続で実施され、もはや常態化していると言わざるを得ず、日米合同委員会で確認したとされる、「定期的なものでないこと」等の例外的要件にも反するものであると考えます。

また、先月26日、米空軍第18航空団司令官が、同飛行場でのパラシュート降下訓練を当分毎月1回行う旨発言しており、県や地元自治体が嚴重に抗議しているにもかかわらず、このような発言は県民の思いを蔑ろにするものであり、誠に不誠実であると考えます。

については、嘉手納飛行場における負担軽減を図るため、下記のとおり要請します。

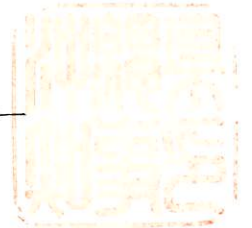
記

- 1 SACO 最終報告の趣旨に沿って、嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないこと。また、伊江島補助飛行場の滑走路が整備されるまでの間は、国外、県外で実施すること。
- 2 嘉手納飛行場への外来機の飛来制限を実施すること。
- 3 嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を厳格に運用するとともに、同措置の運用状況について県及び周辺市町村へ報告を行うよう米軍に働きかけ、日米合同委員会においてその実施に伴う効果について検証を行い、結果を公表すること。
- 4 パパループにおける航空機の使用を禁止すること。
- 5 住宅地上空の飛行及び夜間の訓練飛行を回避するための対策を講ずること。また、夜間の航空機騒音による健康への影響を調査し、同調査を踏まえた環境基準の設定など適切な措置を講ずること。
- 6 嘉手納飛行場へのMQ-9配備を見直すこと。
- 7 PFOS 等に関し、沖縄県が求めている基地内への立入調査の実現及び米軍による原因究明調査と対策等を実施すること。

知 基 第 38 号
令和 6 年 5 月 10 日

内閣官房長官
林 芳正 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



嘉手納飛行場の負担軽減について（要請）

本県には、本土復帰後50年以上が経過した現在もなお、在日米軍専用施設面積の70.3パーセントが集中し、県民は大きな基地負担を背負い続けております。

特に嘉手納飛行場を巡っては、昼夜を問わないエンジン調整や訓練、外来機の度重なる飛来、住宅地に近いパパーループの一時使用による騒音や悪臭の被害及びPFAS汚染に対する懸念が増大しております。

令和4年11月からは、同飛行場のF-15戦闘機の退役に伴うF-22戦闘機等の暫定配備が始まり、100デシベルを越える騒音が幾度も発生しております。

また、令和5年10月には、無人偵察機MQ-9が、配備計画に関する地元への十分な説明や、同年8月に鹿屋航空基地で発生した滑走路逸脱事案の具体的な原因や再発防止策の説明が行われなまま配備されております。

嘉手納飛行場については、航空機の一部訓練の移転が実施されておりますが、このような状況は、負担軽減と逆行するものと言わざるを得ず、大変遺憾であります。

特に、同飛行場におけるパラシュート降下訓練について、県としては、県民の基地負担の軽減を図るというSAC0の最終報告の趣旨に添って実施されるべきであると考えております。

同訓練については、令和5年12月から本年4月にかけて5か月連続で実施され、もはや常態化していると言わざるを得ず、日米合同委員会で確認したとされる、「定期的なものでないこと」等の例外的要件にも反するものであると考えます。

また、先月26日、米空軍第18航空団司令官が、同飛行場でのパラシュート降下訓練を当分毎月1回行う旨発言しており、県や地元自治体が嚴重に抗議しているにもかかわらず、このような発言は県民の思いを蔑ろにするものであり、誠に不誠実であると考えます。

については、嘉手納飛行場における負担軽減を図るため、下記のとおり要請します。

記

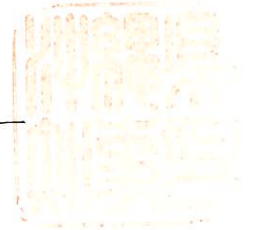
- 1 SACO 最終報告の趣旨に沿って、嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないこと。また、伊江島補助飛行場の滑走路が整備されるまでの間は、国外、県外で実施すること。
- 2 嘉手納飛行場への外来機の飛来制限を実施すること。
- 3 嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を厳格に運用するとともに、同措置の運用状況について県及び周辺市町村へ報告を行うよう米軍に働きかけ、日米合同委員会においてその実施に伴う効果について検証を行い、結果を公表すること。
- 4 パパループにおける航空機の使用を禁止すること。
- 5 住宅地上空の飛行及び夜間の訓練飛行を回避するための対策を講ずること。また、夜間の航空機騒音による健康への影響を調査し、同調査を踏まえた環境基準の設定など適切な措置を講ずること。
- 6 嘉手納飛行場へのMQ-9 配備を見直すこと。
- 7 PFOS 等に関し、沖縄県が求めている基地内への立入調査の実現及び米軍による原因究明調査と対策等を実施すること。

知 基 第 38 号
令和 6 年 5 月 10 日

外務大臣

上川 陽子 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



嘉手納飛行場の負担軽減について（要請）

本県には、本土復帰後50年以上が経過した現在もなお、在日米軍専用施設面積の70.3パーセントが集中し、県民は大きな基地負担を背負い続けております。

特に嘉手納飛行場を巡っては、昼夜を問わないエンジン調整や訓練、外来機の度重なる飛来、住宅地に近いパパーループの一時使用による騒音や悪臭の被害及びPFAS汚染に対する懸念が増大しております。

令和4年11月からは、同飛行場のF-15戦闘機の退役に伴うF-22戦闘機等の暫定配備が始まり、100デシベルを越える騒音が幾度も発生しております。

また、令和5年10月には、無人偵察機MQ-9が、配備計画に関する地元への十分な説明や、同年8月に鹿屋航空基地で発生した滑走路逸脱事案の具体的な原因や再発防止策の説明が行われなまま配備されております。

嘉手納飛行場については、航空機の一部訓練の移転が実施されておりますが、このような状況は、負担軽減と逆行するものと言わざるを得ず、大変遺憾であります。

特に、同飛行場におけるパラシュート降下訓練について、県としては、県民の基地負担の軽減を図るというSACOの最終報告の趣旨に添って実施されるべきであると考えております。

同訓練については、令和5年12月から本年4月にかけて5か月連続で実施され、もはや常態化していると言わざるを得ず、日米合同委員会で確認したとされる、「定期的なものでないこと」等の例外的要件にも反するものであると考えます。

また、先月26日、米空軍第18航空団司令官が、同飛行場でのパラシュート降下訓練を当分毎月1回行う旨発言しており、県や地元自治体が嚴重に抗議しているにもかかわらず、このような発言は県民の思いを蔑ろにするものであり、誠に不誠実であると考えます。

については、嘉手納飛行場における負担軽減を図るため、下記のとおり要請します。

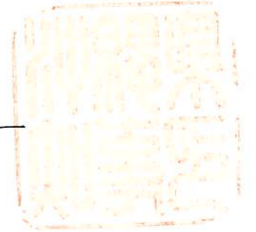
記

- 1 SACO 最終報告の趣旨に沿って、嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないこと。また、伊江島補助飛行場の滑走路が整備されるまでの間は、国外、県外で実施すること。
- 2 嘉手納飛行場への外来機の飛来制限を実施すること。
- 3 嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を厳格に運用するとともに、同措置の運用状況について県及び周辺市町村へ報告を行うよう米軍に働きかけ、日米合同委員会においてその実施に伴う効果について検証を行い、結果を公表すること。
- 4 パパループにおける航空機の使用を禁止すること。
- 5 住宅地上空の飛行及び夜間の訓練飛行を回避するための対策を講ずること。また、夜間の航空機騒音による健康への影響を調査し、同調査を踏まえた環境基準の設定など適切な措置を講ずること。
- 6 嘉手納飛行場への MQ-9 配備を見直すこと。
- 7 PFOS 等に関し、沖縄県が求めている基地内への立入調査の実現及び米軍による原因究明調査と対策等を実施すること。

知 基 第 38 号
令和 6 年 5 月 10 日

防衛大臣
木原 稔 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



嘉手納飛行場の負担軽減について（要請）

本県には、本土復帰後50年以上が経過した現在もなお、在日米軍専用施設面積の70.3パーセントが集中し、県民は大きな基地負担を背負い続けております。

特に嘉手納飛行場を巡っては、昼夜を問わないエンジン調整や訓練、外来機の度重なる飛来、住宅地に近いパパーループの一時使用による騒音や悪臭の被害及びPFAS汚染に対する懸念が増大しております。

令和4年11月からは、同飛行場のF-15戦闘機の退役に伴うF-22戦闘機等の暫定配備が始まり、100デシベルを越える騒音が幾度も発生しております。

また、令和5年10月には、無人偵察機MQ-9が、配備計画に関する地元への十分な説明や、同年8月に鹿屋航空基地で発生した滑走路逸脱事案の具体的な原因や再発防止策の説明が行われなまま配備されております。

嘉手納飛行場については、航空機の一部訓練の移転が実施されておりますが、このような状況は、負担軽減と逆行するものと言わざるを得ず、大変遺憾であります。

特に、同飛行場におけるパラシュート降下訓練について、県としては、県民の基地負担の軽減を図るというSACOの最終報告の趣旨に添って実施されるべきであると考えております。

同訓練については、令和5年12月から本年4月にかけて5か月連続で実施され、もはや常態化していると言わざるを得ず、日米合同委員会で確認したとされる、「定期的なものでないこと」等の例外的要件にも反するものであると考えます。

また、先月26日、米空軍第18航空団司令官が、同飛行場でのパラシュート降下訓練を当分毎月1回行う旨発言しており、県や地元自治体が嚴重に抗議しているにもかかわらず、このような発言は県民の思いを蔑ろにするものであり、誠に不誠実であると考えます。

については、嘉手納飛行場における負担軽減を図るため、下記のとおり要請します。

記

- 1 SACO 最終報告の趣旨に沿って、嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないこと。また、伊江島補助飛行場の滑走路が整備されるまでの間は、国外、県外で実施すること。
- 2 嘉手納飛行場への外来機の飛来制限を実施すること。
- 3 嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を厳格に運用するとともに、同措置の運用状況について県及び周辺市町村へ報告を行うよう米軍に働きかけ、日米合同委員会においてその実施に伴う効果について検証を行い、結果を公表すること。
- 4 パパループにおける航空機の使用を禁止すること。
- 5 住宅地上空の飛行及び夜間の訓練飛行を回避するための対策を講ずること。また、夜間の航空機騒音による健康への影響を調査し、同調査を踏まえた環境基準の設定など適切な措置を講ずること。
- 6 嘉手納飛行場へのMQ-9 配備を見直すこと。
- 7 PFOS 等に関し、沖縄県が求めている基地内への立入調査の実現及び米軍による原因究明調査と対策等を実施すること。